

令和元年10月 湖南省定例教育委員会 会議録

■開催日時 令和元年10月25日(金曜日) 午後2時から午後3時55分まで

■開催場所 湖南省立石部小学校2階会議室

■会議案件

日程第1 報告第70号

湖南省教育委員会の経過について

日程第2 報告第71号

後援・共催名義の使用承諾について

- (1) スコーレ家庭教育講座(後援)
- (2) 結成50周年記念甲西吹奏楽団☆きらめきコンサート2019(後援)
- (3) 第15回湖南省美術展(共催)
- (4) BIWAKOクロカン2020(後援)
- (5) 近江落語会 東海道いしべ宿寄席(後援)
- (6) 甲西吹奏楽団ジュニアバンド第17回定期演奏会(共催)
- (7) 「らくらくピアノ®」グレード認定47 in 滋賀(後援)

日程第3 報告第72号

市内児童生徒の問題行動について

日程第4 報告第73号

市内児童生徒の交通事故について

日程第5 報告第74号

令和元年度要保護・準要保護児童生徒就学援助費の受給認定について

日程第6 報告第75号

「湖南省小さな詩人たち事業」について

日程第7 議案第49号

後援・共催名義の使用承諾について

- (1) 湖南アーチェリー体験会(後援)
- (2) むすび座人形劇『どんどこももんちゃん かみなりカレー』(後援)

日程第 8 議案第 50 号

小中学校における年度末離任式について

日程第 9 議案第 51 号

湖南省不登校児童生徒の指導要録上の出欠の取扱いガイドライン(案)について

日程第 10 議案第 52 号

湖南省奨学資金給付制度の給付可否を決定することについて

日程第 11 協議事項

- (1) 令和元年 12 月定例教育委員会の開催日程について
- (2) その他

■会議に出席した委員 谷 口 茂 雄
 岩 城 見 一
 森 本 ゆかり
 古 川 美智子

■会議に欠席した委員 伊 藤 真 昭

■会議に出席した事務局職員 9 名

■会議を傍聴した人 なし

■会議内容

○日程第1報告第70号 湖南省教育委員会の経過について

提出資料に基づき報告第70号、湖南省教育委員会の経過について報告する。

報告第70号、湖南省教育委員会の経過報告について報告いたします。9月21日から本日10月25日までの報告です。

9月21日、台風17号の影響で4小学校の運動会が全て延期になりました。三雲東小学校・岩根小学校は22日、下田小学校は23日、石部小学校は25日に実施されました。

9月25日、今年度2回目のきょういくげんき塾が開催されています。今回は市長にも参加いただき、大変良かったと思っております。

9月26日、第1回図書館協議会がありましたので挨拶を行いました。図書館の認知度をどう高めていくのかが課題であり、そのお話もしています。

10月1日、9月議会最終日で委員長報告等が行われました。

10月2日以降は、私事ですが手術のためしばらく入院しており、10月5日に退院いたしました。5日の市制15周年記念式典には出席しておりますが、5日午後と6日の予定については、安静のため全てキャンセルいたしました。

10月11日、台風19号に係る警戒本部員連絡会議がありました。12日土曜日に湖南省にも暴風警報が出ておりましたが、3回会議を開き市内状況の確認を行っておりました。この台風は、東日本を中心に今も大きな被害が残っています。湖南省からも南相馬市へ災害派遣を行っています。

10月15日16日は、市議会福祉教育常任委員会の視察に同行いたしました。東京都調布市・葛飾区の教育委員会へ、主に子ども・若者総合支援事業について、夜間学級について視察に行っております。

10月17日、教育部の拡大三役会議は、所管している社会教育施設・社会体育施設の指定管理の進行状況、甲西中学校のテニスコートの進行状況、公立図書館の今後について、市長に報告しました。

10月19日、第63回滋賀県人権教育研究大会が栗東さきらで開催され、次期開催地代表として挨拶をしてきました。来年度は湖南省・甲賀市の2市で実施することになっております。

10月21日、ワーキンググループ授業研究会の参観に石部中学校に行っています。「授業の湖南省スタイル」を活用した効果的な授業をしてくれたと思っております。午後は石部小学校に石部中学校区の教員が集まり、石部小学校の授業を見学し、6時間目以降8つの分科会に分かれ、特に「聞く力を育てる」という点で話し合いが行われました。

10月24日から開催された近畿都市教育長協議会は、本日の私のFacebookにも載せております。講演の講師が京都大学名誉教授である永田和宏さん、歌人河野裕子さんの旦那さんで細胞学者の方です。『「知の体力」と「問う力」』をテーマに話されました。永田さんは「質問から全てが始まる」との考えを持っておられ、

講演後質問がないと怒られると事前に伺っていましたので、私が質問しました。質問内容としては、「先日文部科学省による不登校児童生徒の調査結果が公表された。掲載された新聞の見出しは「不登校が増えている」といった悪いニュアンスのものばかりだが、産経新聞だけは、認知する網の目が細かくなったことが増加の理由だ、という見出しになっていた。不登校生徒＝良くないという考え方がまだまだ強いが、永田さんは学校だけがすべてではないというメッセージをもっと大人たちへ発信すべきだということを著書で主張されている。私は学校以外での学びの場をもっと柔軟に認め、出席扱いにすべきではないかと考えているが、どう思われるか」と質問しました。その答えとして、「学校に行かない子どもたちへ別の場所を用意することは、その子どもがどういうことがやりたいのか、その部分を大事に考え場を用意することが重要だと思う。そういった考えを持つ教育長がいることは嬉しい。」とのことでした。その後、滋賀県の福永教育長とも話をしましたが、福永教育長も同じ考えを持っておられ、自分の得意なことを伸ばすため別の場所で学習することはあって良いと思うとのことでした。私としては、「学校に行きたくない人は図書館においで」との呼びかけがあるように、図書館へ行けば出席扱いで良いのではないかと考えています。例えば、国連で意見表明をしたスウェーデンのグレタさんは、意図的に金曜日は学校に行かず環境問題の活動をされています。年間35週以上ありますので、日本の基準では不登校扱いになります。しかし、不登校とカウントすべきなのか、という話をし、学びの場をもっと柔軟に認めるべきではないかという話をしておりました。

6ページ以降が校長会資料になります。重要な部分のみ説明いたします。

まず48～51ページ、神戸市立東須磨小学校の教員同士のいじめ問題が大きく報道されていたため、記事を用意し校長会・教頭会で取り上げています。この事案は単なるいじめではなく、犯罪的な事案であると思われます。校長・教頭には、特別な事例として捉えるのではなく、切り取り方・光の当て方によって、セクハラ・パワハラに捉えられる事例が湖南市でもあるのではないかと、校長自らが振り返るだけでなく最低限教頭と話し合っしてほしいと指示をしております。昨日の近畿都市教育長協議会の中でも話題にしておりましたが、特にパワハラなのかそうでないかの線引きは非常に難しい、というのが多くの教育長の認識でした。する側は指導しているつもりでも、受ける側はパワハラと捉える可能性があるのではないかと、その点のチェックや話し合いをするよう学校へ指導しております。

次に7ページ、「働き方改革」について私が指示しておりますのは、成果指標を何にするかについてです。教員の超過勤務時間が減ることが成果ではなく、超過勤務時間を減らすことでできるようになったことを考えてほしいと伝えております。8ページにヒントは示しております。例えば、学年担任同士で勉強の様子等子どもについて話す時間が増えたというのも指標になるだろうと思っています。

10ページ5番、甲西駅前「今プラス」を運営されている中野龍馬さんですが、

甲西中学校に関わっていただき「ミニ部活」を実施いただいています。「ミニ部活」とは、子どもたちがやりたいことについて、さまざまな大人たちが講師となって教えてもらう取組です。NHK大津の「おうみ発 630」においても取組が放送されました。こういった取組も他中学校へ広げて行ってほしいと伝えています。

15 ページに6番、いじめを許さない学校風土に、「不機嫌な教室」から「ご機嫌な教室」へと示しています。「いじめを生む教室」という本には、いじめが生まれる教室を「不機嫌な教室」と名付け、いじめを生まない教室を「ご機嫌な教室」としていました。この両者の違いは、科学的データから結論付けられており、先生が話を聞いてくれるかどうかである、とのことでした。そのためには教師の働き方改革が重要だと思っております。

また、中山芳一著の「非認知能力が子どもを伸ばす」という本ですが、中に事例として、菩提寺学童保育所や、湖南省市が行っている立腰に取り組んでいる書道家の例が掲載されています。「非認知能力」については、総合教育会議で提案する次年度の教育方針にも入れております。これらの本については、校長会・教頭会で目を通してほしいと紹介いたしました。

以上簡単ではありますが、教育委員会の経過報告とさせていただきます。何かありましたら質問等お願いいたします。

(質疑、意見等)

- 委員 「非認知能力」とは簡単に言いますとどういった能力のことですか。
- 教育長 学力テストで測ることができない能力全般のことになります。
- 委員 そもそも「認知能力」は何に対してなのでしょう。
- 教育長 点数化・数値化して測定することが容易な力を「認知能力」、点数化・数値化して測定することが困難な力を「非認知能力」とされています。例えば、コミュニケーション能力や共感性、忍耐力、自信、自尊感情、学習に向かう力、論理的思考力などがあげられます。
- 委員 総合教育会議の資料にもありましたが、言葉の解釈が難しかったので伺いました。先程紹介された本が、その言葉を使った最初なのですか。
- 教育長 いえ、もっと前から特に幼児教育の分野で使われています。
- 委員 「非認知能力」という言葉はあまり使いませんので、理解するのに少し困っておりました。今の説明を聞いておおよそ理解できました。
- 教育長 「社会情動的スキル」という言い方もしており、忍耐力、自己抑制力、目標への情熱、社交性なども含まれますね。
- 委員 一般に昔から言われている言葉に置き換えると、「知」「情」「意」ということですね。「知」が認知能力で「情」「意」が非認知能力ということですね。
- 教育長 はい、「知育・徳育・体育」という言い方ですと「知」の部分が認知能力になります。

- 委員 点数で測れる知識の正確さは「認知能力」であり、それ以外の測ることができない能力が「非認知能力」として考えられているということですね。
- 教育長 人生 100 年時代を豊かに生きることを考えた際、「非認知能力」は重要な力ではないかと考え、次年度の教育方針にも盛りこんでおります。
- 委員 要するに「知識」だけではないということですね。
- 委員 この能力は、大きく何歳までに培われるものなのでしょうか。
- 教育長 これまで「非認知能力」を重要視してきたのは幼児教育です。人生で必要なことは、全て幼稚園の砂場で学ぶという発想です。学校教育においても、今までのように学問分野を体系立てて教えることだけが教科学習ではなく、非認知能力的な部分についても大事にしていく必要があるのではないかと思います、来年度の教育方針に加えまして。教育方針についてはまたご意見を伺えればありがたいと思います。
- 教育長 他にありませんか。ないようですので、報告第 70 号を承認することについてよろしいですか。
- 各委員 ー 全員承諾 ー
- 教育長 それでは報告第 70 号について、承認することといたします。

○日程第 2 報告第 71 号 後援・共催名義の使用承諾について

提出資料に基づき報告第 71 号、後援・共催名義の使用承諾について説明する。

- (1) 名称 スコーレ家庭教育講座（後援）
主催 公共社団法人スコーレ家庭教育振興協会
期日 令和元年11月22日（金）
会場 甲賀市まちづくり活動センター「まる一む」
- (2) 名称 結成50周年記念甲西吹奏楽団☆きらめきコンサート2019(後援)
主催 公益財団法人湖南省文化体育振興事業団・甲西吹奏楽団
期日 令和元年12月1日（日）
会場 甲西文化ホール
- (3) 名称 第15回湖南省美術展（共催）
主催 湖南省美術展実行委員会
期日 令和2年2月8日～16日
会場 市民学習交流センター

- (4) 名称 BIWAKOクロカン2020 (後援)
主催 株式会社京都新聞COM
期日 令和2年2月9日(日)
会場 滋賀県希望が丘文化公園クロスカントリーコース
- (5) 名称 近江落語会 東海道いしべ宿寄席 (後援)
主催 石部文化ホール自主事業実行委員会いべっく
期日 令和2年2月11日(火祝)
会場 石部文化ホール
- (6) 名称 甲西吹奏楽団ジュニアバンド第17回定期演奏会 (共催)
主催 甲西吹奏楽団
期日 令和2年3月22日(日)
会場 甲西文化ホール
- (7) 名称 らくらくピアノ®グレード認定47 in滋賀 (後援)
主催 「らくらくピアノ®グレード認定47 in滋賀」実行委員会
期日 令和2年5月10日(日)
会場 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール 小ホール

(質疑、意見等)

教育長 何かありますか。特にないようですので、承認することについてよろしいですか。

各委員 ー 全員承諾 ー

教育長 それでは報告第71号について、承認することといたします。

○日程第3報告第72号 市内児童生徒の問題行動について

提出資料に基づき報告第72号、市内児童生徒の問題行動について説明する。

非公開

(質疑、意見等)

教育長 承認することについてよろしいですか。

各委員 ー 全員承諾 ー

教育長 それでは報告第72号について、承認することといたします。

○日程第4報告第73号 市内児童生徒の交通事故について

提出資料に基づき報告第73号、市内児童生徒の交通事故について説明する。

非公開

(質疑、意見等)

教育長 承認することについてよろしいですか。

各委員 ー 全員承諾 ー

教育長 それでは報告第73号について、承認することといたします。

○日程第5報告第74号 令和元年度要保護・準要保護児童生徒就学援助費の受給認定について

提出資料に基づき報告第74号、令和元年度要保護・準要保護児童生徒就学援助費の受給認定について説明する。

非公開

(質疑、意見等)

教育長 承認することについてよろしいですか。

各委員 ー 全員承諾 ー

教育長 それでは報告第74号について、承認することといたします。

○日程第6報告第75号 「湖南省小さな詩人たち事業」について

提出資料に基づき報告第75号、「湖南省小さな詩人たち事業」について説明する。

今年度も湖南省内小中学校から詩、五・七・五部門で募集を行います。集まった作品については、11月14日の国語主任会での選考後、元教育委員である野呂先生などにお世話になり、最優秀賞・優秀賞・佳作を選考いただきます。表彰式については、1月23日に実施予定です。ライオンズクラブの後援をいただき、開催いたします。以上でございます。

(質疑、意見等)

教育長 表彰式には教育委員さんにも出席いただくのですよね。
事務局 はい、よろしくお願いします。

教育長 他にありますか。特にないようですので、承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 それでは報告第 75 号について、承認することといたします。

○日程第 7 議案第 49 号 後援・共催名義の使用承諾について

提出資料に基づき議案第 49 号、後援・共催名義の使用承諾について説明する。

- (1) 名称 湖南アーチェリー体験会（後援 不承認）
主催 NPO 法人アシストアーチェリー
期日 令和元年12月7日、8日、15日、21日
会場 甲西アーチェリー場
趣旨 湖南省におけるアーチェリーの普及を目的とする。

- (2) 名称 むすび座人形劇『どんどこももんちゃん かみなりカレー』（後援）
主催 石部文化ホール自主事業実行いべっく、人形劇団むすび座
期日 令和2年3月21日（土）
会場 石部文化ホール
趣旨 様々な世代の方を対象に、むすび座人形劇の人の息づかいを感じる「本物」に触れ、豊かな感性を育む楽しい時間を共有することを目的とする。

(質疑、意見等)

教育長 何かありますか。特にないようですので、審議結果につきまして、説明のあったとおり（1）は後援名義の使用を認めない、（2）は後援名義の使用を認めるということで、異議なしと認め、議案第 49 号について可決することとしてよろしいですか。

各委員 — 全員異議なし —

教育長 異議なしと認め、議案第 45 号を可決いたします。

○日程第8議案第50号 小中学校における年度末離任式について

提出資料に基づき議案第50号、小中学校における年度末離任式について説明する。

資料101ページをご覧ください。

離任式は、年度末に小中学校で体育館に子どもたちを集め、異動する先生・退職する先生と一緒に別れの式を行っているものです。「働き方改革につながる業務改善策」として、小中学校から声があがってきており、教育委員会としては、学校の意見を聞きながら判断していきたいと考えています。年度末最終日に離任式を行うことについて、この日は登校日・授業日というカウントはございません。保護者さんへこの日に離任式を行いますから学校へ来させてください、と連絡し登校させています。学校に来ていない児童生徒がいても確認しておりませんし、欠席している児童生徒について後から連絡することもございません。帰りが4時半頃ですので、1・2年生が暗い中下校することもあり、小学校ではやめたらどうかとの声が上がってきていました。近隣市町の状況を確認したところ、従来どおり実施している市町もあれば、実施していない市町、学校によって判断しているなどばらばらな状況です。そこで、市内小中学校の校長を通じて、先生の意見を伺いました。その結果が資料102ページです。

小学校では、実施しない方向で一致しています。特に安全面での問題が大きく、離任式をしなくても、終了式を工夫することや学年だよりで連絡するなど、離任式は行わなくても良いのではないかということでした。中学校については4校ばらばらです。例年どおり実施する、本校は行わない、賛否両論、残したいとの結果でした。

あくまで学校が判断することとし、小学校については統一して実施しない、中学校は各学校による判断で実施、と校長会では意見が一致いたしました。以上でございます。

(質疑、意見等)

教育長 皆さまどのように思われますか。

委員 各小中学校がそのような意見になっているのであれば、尊重するしかないのかなと思います。

教育長 私としては、校長会での議論を聞きながら、業務改善にどのようにつながるのか疑問に感じています。例えば、離任式を行わなかった場合、学校を離れる先生に手紙を渡したい等の要望など問い合わせもあるでしょう。校長は、手紙などは学校で取りまとめて渡せば問題ないと話していましたが、結果別の仕事が生まれることとなります。保護者が教員の異動を公式に知るのは4月1日の新聞発表です。離任式は3月31日

にしますので、新聞発表前に知ることになります。しかし、子どもたちが学校に行くまでは分からないのです。例えば、4月1日に担任の先生の異動を知った親・子どもが、先生に渡してほしいと持ってきた手紙をどうするのか。私は離任式をなくすことで仕事も増えますし、業務改善にはつながらないのではないかと考えています。特に小学校長から出ている意見は、安全面についてです。子どもたちが勝手に登校し勝手に下校している現状を、どう考えるかが問題だと思います。

委員 いつもと違う時間帯に、車の流れ等が違う中を子どもたちが登下校しているのですね。

委員 業務改善というよりは、やはり安全面の問題が大きいですね。

事務局 例えば、中学校で離任式が今後も行われた場合、登下校中に事故があった際は、保険の適用になるのでしょうか。

教育長 学校行事の位置づけですし、適用されると思います。

委員 学校側の意見を見ますと、特に小学校の場合は無視できないのではないのでしょうか。

教育長 定例教育委員会が最終決定の場ではありませんので、再度このような観点からも考えてという形で、差し戻すことはあると考えています。本当に業務改善になるのか、その点をもっと議論していただく必要があると思います。

委員 これまで離任式の日は、子ども見守り隊の方々に出ているのでしょうか。例えば、子どもが誘拐事件等に巻き込まれた場合、学校では出欠が確認できないということですよ。

委員 出席確認程度はしているのかと思っていました。単純に体育館に集まるだけで、教室には入らないのでしょうか。

事務局 教室には入ります。通常授業の場合、出席が確認できない場合は電話をかけて確認しますが、離任式の日は何もしていません。

教育長 私は再度考え直すことが必要だと思います。業務改善のために離任式を行わないというのは、理屈に合わないのではないのでしょうか。取りやめるのであれば、安全確保を理由にすべきですし、保護者の理解も得られないと思います。教員が仕事を減らしたいから離任式をなくす、そんなことをするのかという意見も出てくると思います。安全確保が理由なのであれば、安全確保の改善案も出てくるかもしれません。この状況のまま次の段階に進むのは良くないです。

もう1点皆さまに意見を聞きたい点は、小学校では実施しないが中学校では実施する、実施する学校実施しない学校があるのはどうでしょうか。教育委員会としては、やる・やらないをはっきりした方がわかりやすいかと思いますが、どうでしょうか。

委員 教育委員会として、各学校の判断に任せるという考え方もありますよね。

- 教育長 子どもたちの安全確保の面から、実施の有無は各学校の判断に任せるとのことですね。
- 委員 各学校で、安全確保が問題ないと判断されれば実施する、でどうでしょうか。すっきりしますし、理由も明確です。教育委員会の立場として、実施の有無を上から決めてしまうのも良くないのかなと思います。
- 委員 最後のお別れを伝える場合は離任式だけです。安易になくすのはどうなのかな、とも思います。
- 教育長 小学校でも校内でやめる・やめないで揺れている学校もあります。
- 委員 実施する・しないの教員の割合を見ても、全員が一致してやめると言っているわけではありません。もっと議論してもらおうと良いと思います。
- 委員 私でしたら、最後に子どもたちに挨拶をして次の学校へ行きたいです。
- 教育長 では、今回の結論としては、実施の有無は各学校で議論して判断いただくということですね。ただ、本当に業務改善になるのかどうか、子どもたちの安全確保について、を議論していただいた上判断してほしいとします。正直私としては、業務改善の一環で離任式をなくす、と保護者に伝えた際にどういうリアクションが返ってくるのか不安に思いますね。
- 委員 教育長の心配・配慮を各学校に伝えた上で、各学校で判断するということが良いでしょう。
- 教育長 教育委員会としては、不安要素を伝えた上で、各学校で十分に議論いただき実施について判断してほしい、という決定にします。
- 教育長 他にありませんか。審議結果につきまして異議なしと認め、議案第 50 号について可決することとしてよろしいですか。
- 各委員 ー 全員異議なし ー
- 教育長 異議なしと認め、議案第50号を可決いたします。

○日程第9議案第51号 湖南省不登校児童生徒の指導要録上の出欠の取扱いガイドライン(案)について

提出資料に基づき議案第51号、湖南省不登校児童生徒の指導要録上の出欠の取扱いガイドライン(案)について説明する。

資料103ページをご覧ください。

こちらは教育部での内規とするものです。教育長からのお話にもありましたが、湖南省には以前からさまざまな不登校児童生徒の活躍の場がございます。例えば、甲西町時代から、水口スポーツセンター・乗馬クラブに通っている児童生徒については出席扱いとする、という旨が平成12年に定められています。現在、不登校児童

生徒が学校外の公的機関や民間施設において、相談・指導を受けている場合の出欠の取り扱いについて、県・文部科学省からの通知では、何らかの形で出席扱いをしましょうという方向性が示されています。平成17年には、自宅でIT等を使った学習において、学校と連携しながら学習を行うもの、双方共通理解をしながら進めていること、については出席扱いとしても良いとの通知もございます。

今回このガイドラインは、出席扱いは以前から校長の判断で決めることとなっていました。出席扱いとする基準が明確ではなかったため、湖南市内の小中学校で統一した一定の基準を作成するものになります。

まず、「出席扱いとして認める実施主体等」は、1つ目がふれあい教育相談室です。教育相談・指導ということで通級した場合、出席扱いとします。2つ目が湖南市ことばの教室です。ことばの教室に通うことも出席扱いとします。3つ目、フリースクールなどの民間施設やNPO等です。法人個人は問いませんが、認める要件は資料に示したとおりです。これらに通った場合も出席扱いとします。4つ目は、1～3による訪問での教育相談・指導についても、出席扱いとします。5つ目が学校と連携して行う自宅でのIT等を活用した学習活動です。つまり、個人がIT等を活用し学校とは関係ない場所で勉強することは出席扱いにはなりません。学校と何らかの連携ができている場合は出席扱いにします。

児童生徒が日本国籍を有する場合就学義務がありますが、湖南市にはラチーノ学院へ通学している子どももおります。その子どもについては、指導要録を作成する必要がありますが、ラチーノ学院へ通っていますと校区内の学校はこれまでは欠席していることになります。選択されて校区内の学校へは通わず、ラチーノ学院へ通い続けるのであれば欠席扱いでも問題ありません。しかし、学期途中または次の学年から校区内の学校に転校された場合、今後は出席扱いにすることも可能になります。このガイドラインでは、担任が児童生徒の自宅を訪問することは現時点で出席扱いとはしていません。担任が頑張ることが出席扱いにつながることは良くないのではないかと校長も懸念しておりました。このガイドラインは令和2年4月からの施行です。以上でございます。

(質疑、意見等)

教育長 私私の思いとしては、もっと学校以外の学びの場を認めても良いのではないかと考えています。図書館で本を読むことも、出席扱いにして良いと私は思っています。その点について福永教育長にもお話しましたが、同じ意見でした。今ガイドラインに示しているのは基本学校ですし、もっと広げていけないかという思いもでございます。今後見直しを積み重ねながら改善していきたいと思っております。皆さまどうでしょうか。

委員 私はこの方向で良いと思います。選択肢を増やした方が良いと前から私も考えておりました。

教育長 子どもが受け身で、教員から訪問するというのを出席にするのは良

くないと思いますが、子どもが学校外にやりたいことがあるのであればさせる方が良いと思います。

委員　　そうですね、学校以外の場がほとんどないですね。

委員　　保護者が無理やり学校へ行かそうとすると、また良くない方向へ進んでしまうこともありますしね。まず資料にある5つの選択肢を設けて、経験していくうちに増やしていけばいいと思います。

教育長　　他にありませんか。審議結果につきまして異議なしと認め、議案第51号について可決することとしてよろしいですか。

各委員　　－ 全員異議なし －

教育長　　異議なしと認め、議案第51号を可決いたします。

○日程第10議案第52号 湖南省奨学資金給付制度の給付可否を決定することについて
提出資料に基づき議案第52号、湖南省奨学資金給付制度の給付可否を決定することについて説明する。

別紙資料をご覧ください。8月定例教育委員会で給付を承認いただいた後に申請が3件ありました。高校が1件と大学等が2件です。3名とも所得総額が審査基準額より少ないため給付可としております。以上でございます。

(質疑、意見等)

教育長　　特にありませんか。審議結果につきまして異議なしと認め、議案第52号について可決することとしてよろしいですか。

各委員　　－ 全員異議なし －

教育長　　異議なしと認め、議案第52号を可決いたします。

【 その他 】

・令和元年12月定例教育委員会の開催日程について

日時　　令和元年12月16日(月)午後2時から

閉会　午後3時55分